

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

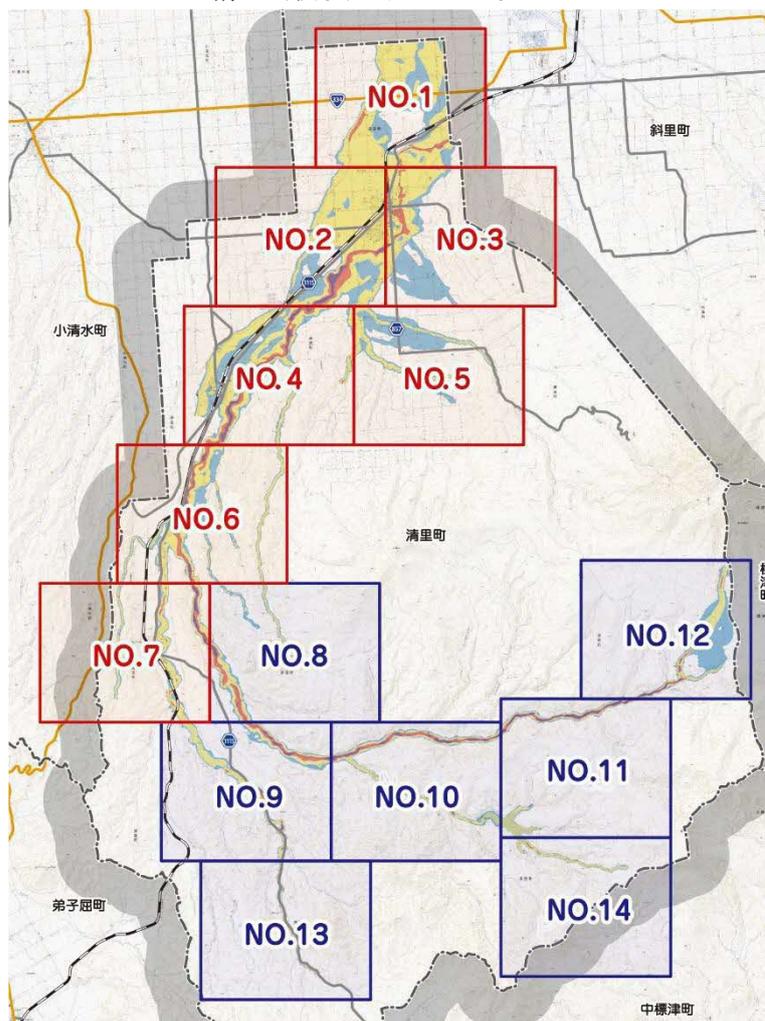
(1) 地域の災害リスク

(洪水：清里町洪水ハザードマップ)

清里町には二級河川斜里川、普通河川のウエンベツ川、エトンビ川、向陽川、ペーメン川、チエサクエトンビ川、カクレノ沢川、水源川、新沢の川、生出の沢川、千歳の沢川、オサウシ川、札弦川、札鶴川、アタックチャ川が流れており、これらの川が氾濫した場合の浸水想定区域は、清里町洪水ハザードマップによると、主に住宅地となっている市街地において、0.5～3.0m未満（1階床上浸水）の浸水深とされている。

区域	想定される浸水深	小規模事業者数
No. 1	0.5m未満（1階床上浸水）～10.0m未満	2
No. 2	0.5m未満（1階床上浸水）～10.0m未満	22
No. 3	0.5m未満（1階床上浸水）～10.0m未満	59
No. 4	0.5m未満（1階床上浸水）～10.0m未満	10
No. 7	0.5m未満（1階床上浸水）～10.0m未満	5

清里町防災ハザードマップ

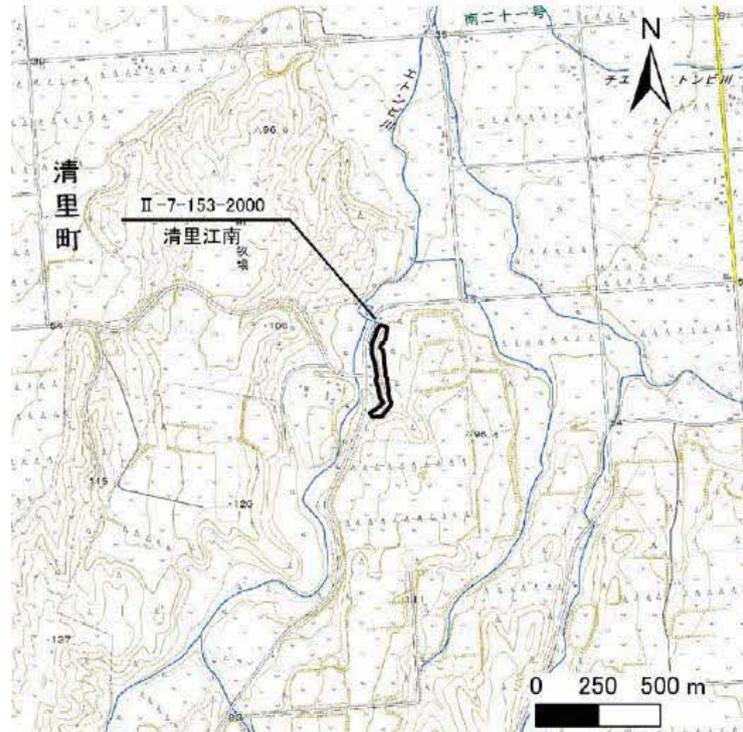


(出典：清里町防災ハザードマップを可変)

(土砂災害：北海道土砂災害警戒情報システム)

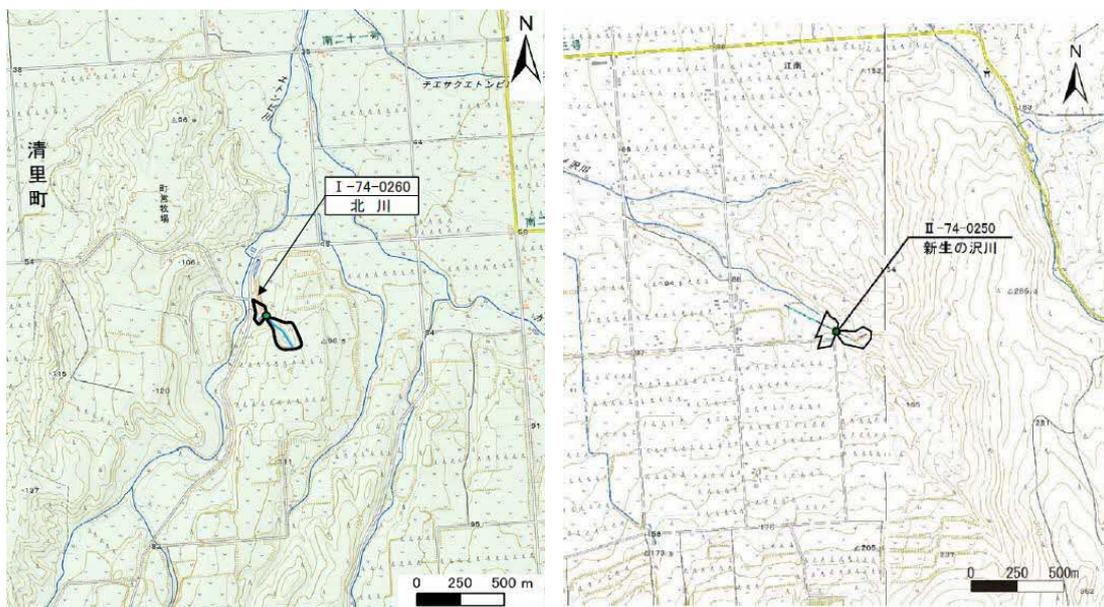
北海道土砂災害警戒情報システムによると、里町字江南地区が、急傾斜地の崩壊、土石流による土砂災害警戒区域に指定されているが、近隣住民への周知や対策が必要とされている。

急傾斜地の崩壊警戒区域等（斜里郡清里町字江南）



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

土石流警戒区域等（斜里郡清里町字江南）

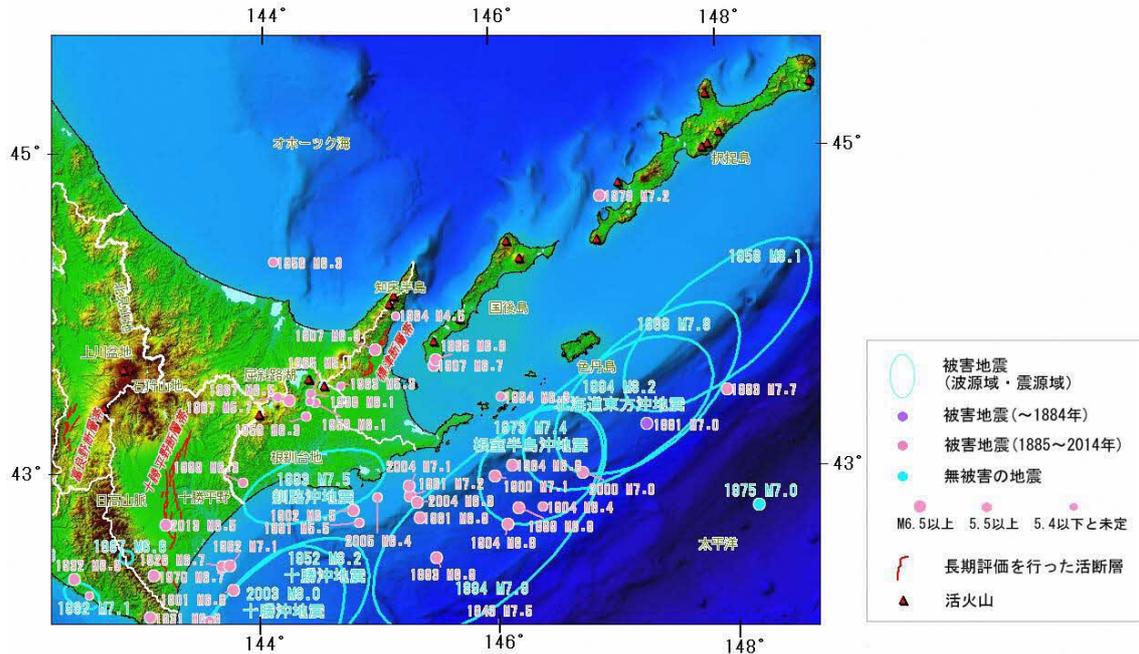


(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

清里町に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると3個の主要

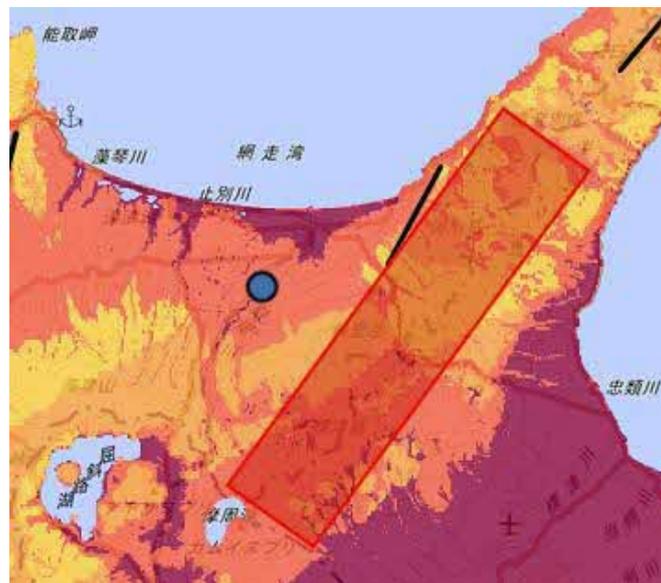
活断層帯による地震が想定されている。そのうち最も影響が大きいと考えられるのは「標津断層帯」となっており、震度6弱の地震が想定されているが、30年以内の地震の発生確率は0.18%となっている。



断層帯地図

(出典：地震調査研究推進本部)

地震発生確率地図



(出典：地震調査研究推進本部)

断層名	平均発生間隔 (年)	最新活動時期 (年前)	30年発生確 率 (%)	マグニ チュード
標津活断層帯	17,000	-	0.18	7.1
十勝平野 活断層帯	主部	-	0.15	7.5
	光地園断層	-	0.21	6.7

(出典：地震調査研究推進本部)

平成6年10月4日に発生した北海道東方沖地震では当町においても多方面に甚大な被害が発生したため、今後も警戒が必要である。

また、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで商品の廃棄や物流が途絶えた影響などにより、売上が減少した。

(火山：清里町地域防災計画)

北海道における活火山は、常時観測火山9火山とその他の火山22火山の計31火山が散在しており、清里町においては、常時観測火山であるアトサヌプリの周辺市町村に指定されている。アトサヌプリは、川湯硫黄山とも呼ばれている中央の新期溶岩ドーム群で、溶岩ドーム頂部には数百年前の噴火で形成されたと推測される直径150mの熊落とし火口が開口しており、山体北川の噴気孔群では活発な噴気活動が続いており、高温かつ有毒な火山ガスに注意する必要がある。

アトサヌプリ（常時観測火山）における火山周辺市町村

火山名	総合振興局	市町村
アトサヌプリ	オホーツク総合振興局	大空町、清里町、小清水町

(出典：清里町地域防災計画)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。当町においても、観光客の減少、消費行動の変化に伴い、飲食業、宿泊業、観光業を中心とした事業所において、大きな影響を受け、売上高も減少している。今後は、感染症対策として、「新しい生活様式」を消費者とともに実践していく必要がある。

(その他)

当町では、これまでも暴風雨による数々の水害に見舞われてきた。特に平成4年の台風17号においての豪雨が多大な被害を及ぼした。この台風により、住家被害として床下浸水11棟11戸、被害総額1,098,200千円にのぼり、農業被害も莫大となった。

なお、当町の気候環境については、夏は温暖で雨量が少なく、冬は降雪量は少ないものの季節風のため地吹雪が発生し、おおむね大陸性気候の特色をもっている。また、春季には風が強く、夏季はしばしば低温すぎることがあるほか、昼夜の寒暖の差が大きい気象条件にある。

《過去における主な災害記録》

年月日	災害の種類	災害の概要
平成29年4月18日	暴風	営農施設被害10件 公共施設被害4件
平成29年9月18日	暴風	倒木による通行障害38箇所 作物被害約300ha 農地土砂流出2件 営農施設被害15件
平成30年3月1日	暴風雪	道道一部通行止め 臨時休校 公共施設休刊

		停電5戸
平成30年3月9日	暴風・融雪	暴風による建物被害6件 住宅床下浸水4件 宅地冠水8件 営農施設被害29件 農地被害28件 町道被害23件
平成30年9月6日	地震（胆振東部地震を原因とするブラックアウト）	電源喪失による電気設備の使用不可

（出典：清里町より）

（2）商工業者の状況

- ・商工業者数 137人（独自データ）
- ・小規模事業者数 136人（平成26年経済センサス）

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
商工業者	建設業	17	11	
	製造業	7	10	
	卸売業	3	3	
	小売業	32	30	
	飲食業	22	20	
	サービス業・その他	56	62	

（3）これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年月	備考
清里町防災会議条例	昭和38年6月	
清里町地域防災計画	平成29年3月	
防災訓練の実施	令和元年9月	
防災備品の備蓄	—	アルファ米（1,600食） カンパン（660食） 粉ミルク（12食） 紙おむつ各種サイズ（41セット） 発電機（11台）
新型インフルエンザ等対策行動計画の策定	平成27年12月	

2) 当商工会の取組

項目	年月	備考
損害保険への加入促進	令和元年6月	案内配布
防災対策について対応	令和元年6月	防災備品確認・備蓄、重要データの保存方法の確認（職員会議にて）

事業継続計画について周知	令和 2年 9月	チラシ配布
事業継続力強化計画セミナー	令和 2年10月	21事業所、27名参加
損害保険への加入促進	令和 元年 6月	案内配布
火災共済加入促進	適宜	保有契約件数87件

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。
(予防接種の推奨、手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性等)

3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標 (事業継続力強化計画)				
			R3	R4	R5	R6	R7
建設業	17	11	2	2	2	2	2
製造業	7	10	0	1	0	1	0
卸売業	3	3	1	0	1	0	1
小売業	32	30	2	2	2	2	2
飲食業	22	20	2	2	2	2	2
サービス業・その他	56	62	2	2	2	2	2
合計	137	136	9	9	9	9	9

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域を優先し、おおむね3期(15年間)で地域の小規模事業者全てが事業継続力強化計画を策定するよう設定した。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回

保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

清里町	清里町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建設業	17	11	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

製 造 業	7	10	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0
卸 売 業	3	3	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1
小 売 業	32	30	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
飲 食 業	22	20	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
サービス業・その他	56	62	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合 計	137	136	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会（清里町、商工会）において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	清里町役場総務課管財グループ

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町企画政策課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等）
③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・清里町災害対策本部の方針に従い、当町総務課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。
- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が特に甚大であると予想される場合 ・町内に震度5弱以上の地震が発生したとき	全職員

	<ul style="list-style-type: none"> ・アトサヌプリにおいて噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき（噴火警戒レベル4以上） ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき ・町内に震度4の地震が発生したとき ・アトサヌプリにおいて噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき（噴火警戒レベル3相当） ・その他配備が必要とされるとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき ・町内に震度3の地震が発生したとき ・アトサヌプリにおいて噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報が発表され、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生し、又は発生すると予想されるとき（噴火警戒レベル2相当） ・その他配備が必要とされるとき 	事務局長 経営指導員

・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

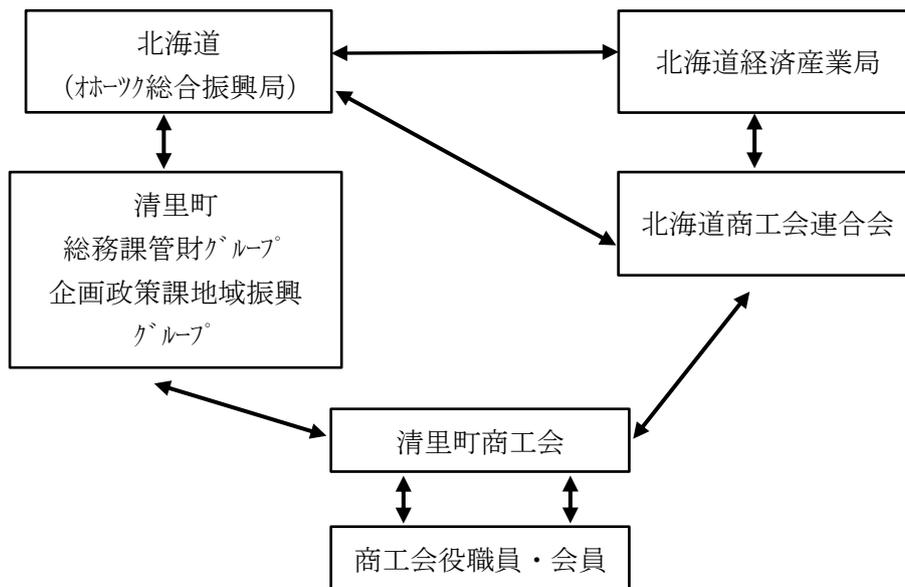
・当町で取りまとめた「清里町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、オホーツク総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

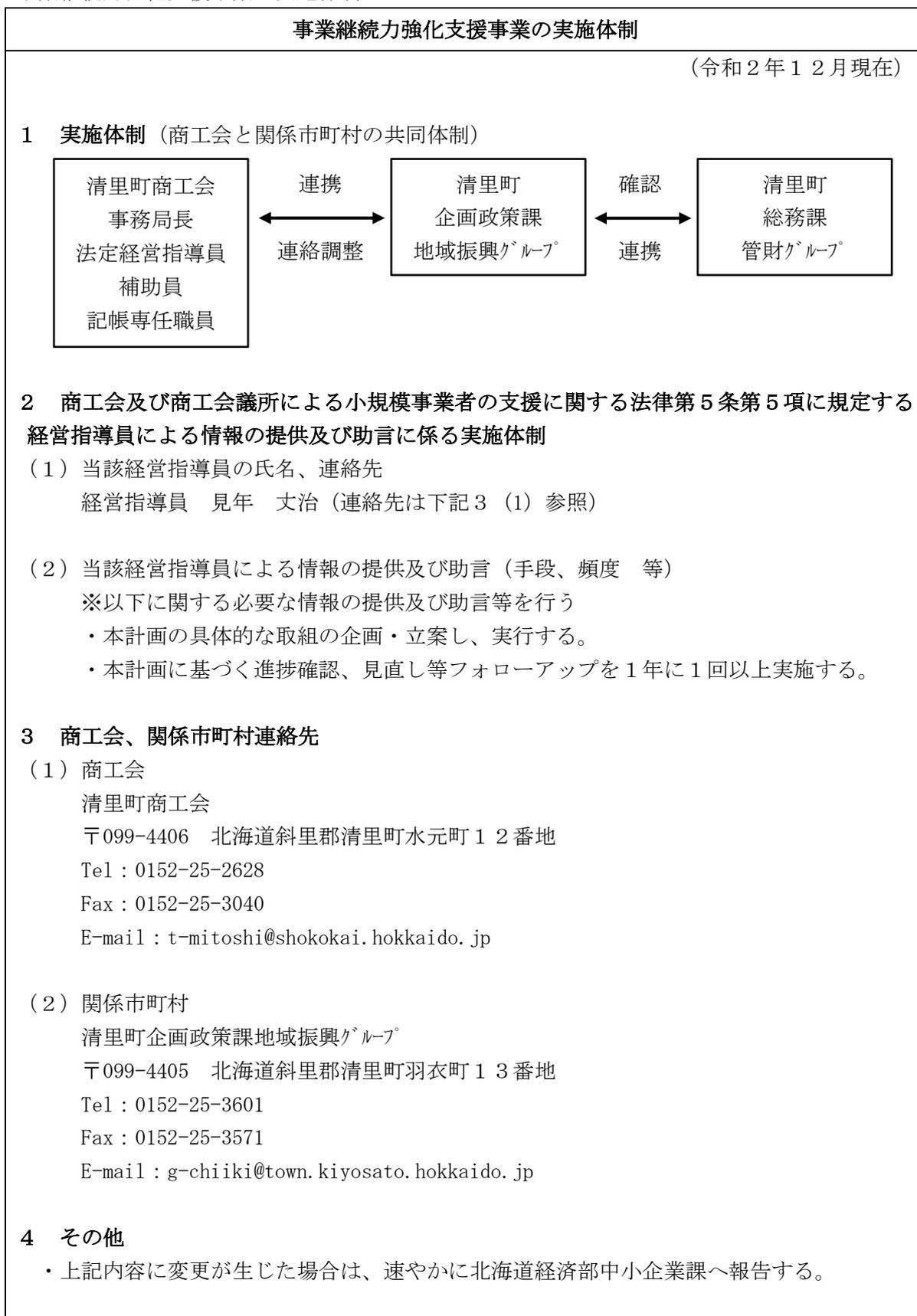
- ・清里町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、清里町・清里町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調達方法
会費収入、清里町補助金、道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。